

国保・後期高齢者医療からのお知らせ

未申告のままでは軽減措置が受けられません！

◆所得がない方も申告を

国民健康保険・後期高齢者医療では、所得の少ない方を対象に、保険税(料)の軽減や高額療養費自己負担額の軽減制度があります。これらの軽減措置を受けるには、被保険者と世帯主の所得申告が必要です。

税法上の申告義務がない方(障害年金、遺族年金などの受給者や所得のない方)でも、所得の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。

◆所得の申告が必要な方の例

- ・ 障害年金、遺族年金のみ受給している方
- ・ 無収入の方(1年間まったく収入がなかった方)

※確定申告をしている方や障害年金・遺族年金以外の公的年金のみ受給している方は、申告の必要はありません。

☎町民生活課 ☎72-6933

認知症サポーター養成講座を開催します！



近年、超高齢化社会が急速に進んでおり、それに伴い認知症となる方が増加しています。認知症はだれもがなる可能性のある身近な病気であり、家族や地域の方々の理解が大切です。

町民の皆さんにも認知症をご理解いただくため認知症サポーター養成講座を右記のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。なお参加された方には受講済みの証として、オレンジリングとエコバッグを配布します。



配布される
トートバッグ(左)と
オレンジリング(上)

◆日時

《第1回》

1月25日(土) 午後7時から午後8時30分まで

《第2回》

2月7日(水) 午後1時30分から午後3時まで

◆場所 多目的研修集会施設

◆講師

《第1回》

橋本好博さん(福島県認知症介護指導者)

《第2回》

小野町社会福祉協議会職員

◆内容

認知症について、認知症サポーターの役割について

◆対象者

町民(年齢は問いません)または町内に通勤、通学されている方

◆参加費 無料

◆申し込み期限 1月19日(金)まで

◆申し込み先・問い合わせ先

小野町地域包括支援センター ☎72-2128

健康福祉課 ☎72-6934